○東北地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　路線名　図面縦覧場所

(二)　供用の区間　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

(三)　七号　秋田市土崎港相染町字街道下四四番一から同市土崎港相染町字大谷地三五番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮古市松山第七地割一一二番二から同市松山第七地割一三番二まで	前	六四・五〇～八六・二〇メートル	〇・三四〇キロメートル
	後	六四・五〇～一二〇・七〇	〇・三四〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市大字平田第四地割一二番一二から同市大字平田第三地割四三番二まで	前	二〇・二〇～四七・五〇メートル	〇・三九一キロメートル
	後	一五・〇七～三七・一六	〇・三九一

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　四十五号　釜石市大字平田第四地割一二番一二から同市大字平田第三地割四三番二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目三一四番七から同町吉里吉里第一四地割二七番一まで	前	一六・三七～九七・六八メートル	一・一一四キロメートル
	後	一六・三七～九七・六八	一・一一四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田五九番から同町桜町字浦田一二番まで	前	二一・一〇～六一・八〇メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	二一・一〇～六一・八〇	〇・二一〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十八号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
盛岡市上田三丁目三番五から同市上田四丁目三〇四番一まで	前	八三・〇〇～八九・六〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	八三・〇〇～九一・四〇	〇・〇三四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所